

りました中山間地域等直接支払、この基本的枠組みを維持しながら、今回の改革ではこれに加えて、農業農村の多面的機能に着目した日本型直接支払を加えて導入しようと、こういうふうにしております。これに加えて、言わば産業政策としての水田活用の直接支払交付金の充実など、そちらの部分も併せてしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

したがって、中山間地域等直接支払制度、これは残っていくわけでございまして、これは委員も御案内のように、十二年度に導入されて、五年を一期として取り組んできておりますので、今、二十二年度から実施している第三期の四年目でございまして、来年度が最終年度でございまして。したがって、今回の農政改革と別に、次期五年間に向けて今委員が御指摘になったようなことも踏まえてしっかりと現場の実態を踏まえてやってまいりたいと、こういうふうに思っております。

○若林健太君 五年間で減反政策は終わるんだといった誤った報道があります。既に現時点でも実は選択制になっていきますから、減反政策は終わっているんですね。生産調整ということであります。これ五年間のしっかりと、丁寧な運営をする中で現場混乱しないようにしっかりとこの移行を実現をしていただきたいと、こんなふうに思います。若干時間は残っておりますけれども、私の質問、

これで終わりたいと思います。どうもありがとうございます。ございました。

○蓮舫君 民主党の蓮舫でございます。今日はどうぞよろしく願いました。

平成二十三年度決算報告を見ました。会計検査院が不当又は改善処置等を要求した総額が五千二百九十六億円、実に過去二番目に多い額でございます。理由を見ると、細かな事務事業を積み上げたとより、独立行政法人の持っているもの、例えば都市再生機構の長期未処分地、日本原子力開発機構の「もんじゅ」研究開発経費、またその関連施設の利活用の見直しなど、独法の保有資産ですとか余剰金の取扱いへの指摘が多くて、結果、総額が膨らんだというのが主な要因です。この独法のお金の使い方、我々が政権にいるときにも問題視をして、所管省庁のガバナンスを強くしようという法案を出しました。安倍政権になってからこの法案は凍結をされて、間もなく一年になろうとしていきます。非常に残念です。

決算でいいますと、これ会計検査院に説明をいただきたいのですが、独法の日本スポーツ振興センター、指摘をした三つの案件、簡単に説明していただけますか。

○説明員（田代政司君） 独立行政法人日本スポーツ振興センターに係る平成二十三年度決算検査報告掲記事項の概要について説明いたします。

まず一件目でありますけれども、スポーツ振興基金の有効活用についてでございますが、文部科学省が平成二年度に二百五十億円を出資いたしまして日本スポーツ振興センターに設置しましたスポーツ振興基金につきまして、その運用益が当初に比べて大きく減少しまして、これに伴ってこの基金による助成額も減少して、スポーツの振興を図るための助成業務を運用型の基金助成により実施する必然性が乏しい状況となっております。振興基金に多額の資金が保有されているという事態が見受けられました。このため、文部科学省に対して財政資金の有効活用を図るよう意見を表示したものでございます。

二件目は、スポーツ振興投票等業務に関する契約についてであります。スポーツ振興投票等業務に係る契約におきまして、会計規則等の規定に反して予定価格を適正に作成していない事態、記録がないため支払額の妥当性等が確認できない事態などが見受けられましたので、センターに対しては業務の適正性及び透明性を確保するよう処置を要求したところでございます。

最後、三件目であります。スポーツ振興のための事業に対する国の補助等に関する検査の状況でございます。センター関係の事態としましては、スポーツ団体に対して助成金が過大に交付されていた事態、さらには日常スポーツ活動助成金が助

成対象外の活動に交付されていた事態、さらには活動状況報告書を提出していない選手等に対して日常スポーツ活動助成金が交付されていた事態などにつきまして検査報告に掲記しております。

○蓮舫君 ありがとうございます。

分かりやすく言うと、三百四十億ものシステム開発契約料金が相手の言い値で契約しているんです。こういうことはやってはいけないという指摘。そのほかには、JOCの理事が在職しているスポーツ協会への助成事業で、本来協会が負担すべき団体負担金と同額を独法が協会に寄附をしていた。つまり、独法が協会の負担を丸抱えをしている、選手や監督の育成を重視したのではなくて理事の顔色を見ているような、そんなお金の使い方をしているのが指摘されました。あと、スポーツ振興基金、これは国から出資金が出ているんですが、低金利で運用益が上がらなくて資金目的の助成事業を停止して、ただ、その一方で百四十一億の原資の基金は丸抱えのまま、これの有効活用が指摘されました。

文科大臣、この独法への出資金や運営費交付金というのは、これは当然税金ですから、これ改善施策というのはどのように指示をしましたか。

○国務大臣（下村博文君） 今指摘された三点、それぞれお答え……（発言する者あり）基金ですか、基金は、今御指摘があったように、昨年九月

に会計検査院からスポーツ振興基金について有効活用を図る必要がある旨の意見が示されたことを踏まえまして、文部科学省は日本スポーツ振興センターに対し、適正な運用に留意しつつ、基金を有効に活用するための方策について検討するように指示いたしました。センターは、資金運用に精通した専門の民間企業に委託して取りまとめられましたスポーツ振興基金の資産運用に関する提言等を踏まえ、必要な措置について検討を進めているところであります。

スポーツ振興基金は、その運用益によりスポーツ振興のための財源を安定的、継続的に確保できる資金でありまして、文部科学省としては、センターにおける検討も踏まえ、スポーツ振興基金の有効な活用に取り組んでまいりたいと考えております。

○蓮舫君 ありがとうございます。

今御指摘いただきましたが、まだ検討段階で具体的な改善策ではないので、是非引き続き厳しいチェックをしていただきたいと思います。

その上で、同じ独法のこのセンターは新国立競技場を保有しています。二〇二〇年度の東京オリンピックメイン会場になる予定です。建て替える計画が進んでいるんですが、世界的に有名な建築家の槇さんがその規模とか安全性とか総工費に疑義を主張して、今大変注目を浴びています。

五輪担当大臣でもありますのでお伺いしますが、当初の事業費の見直し、それと大臣の英断で圧縮した見直し、建築額ですね、幾らでしょうか。

○国務大臣（下村博文君） 御指摘のように、国立競技場の改築については、事業主体である日本スポーツ振興センターが昨年新しい国立競技場の工事費概算として約一千三百億円程度と見込み、国際デザインコンクールを実施し、最優秀賞にザハ・ハディッド氏のデザインを選定いたしました。

その後、選定されたデザインをそのまま忠実に実現する形での経費試算額が見込額を大幅に上回る三千億近い予算ということになったため、このデザインを生かしながらも、改築に係る経費についてはこれを適正なものとするよう当初の計画から規模を縮小すべく検討を進めているところでございまして、少なくとも二千億以下には抑える必要があるというふうに思っております。

今後とも、二〇二〇年オリンピック・パラリンピック東京大会やその後の大規模国際競技大会にふさわしい水準を満たす機能となることを前提としつつも、引き続き経費縮減について更に検討してまいりたいと考えております。

○蓮舫君 千三百億円の見直しが三千億になって、それが今度二千億、どういう計画なのかと改めて思うんですけども、もう一つ、その規模ですね、八万人会場をこれは維持をするとしているん

ですが、ロンドン五輪でもアテネ五輪でも今の国立競技場を新しくする規模の半分なんですよ。ロンドンには八万席あったんですけれども、オリンピックが終わった後に六万席外せるように仮設席にしているんです。つまり、小さくするという知恵を働かせる、是非そういうことを考えていただきたいと思います。

あわせて、この国立競技場を保有する先ほど来の独法のセンターは競技場内に今事務所ビルを持っていきます。これも一緒に建て替える計画なんでしょうか。

○国務大臣（下村博文君） まず、席の規模の話でございますが、これはIOCに対して約八万席ということを約束したという経緯がございます。オリンピックそのものについては何万席以上という基準があるわけではありませんが、ただ、例えばワールドカップサッカー等は八万人以上という指定がございます、ほかの国際競技大会にも対応できるようなものを考えていくということでございますが、ただ、今後いろいろと検討する余地は十二分にあるというふうに思います。

それから、この独立行政法人日本スポーツ振興センターの事務所の建て替えてございますが、国立競技場の改築計画に伴い、新しい国立競技場の敷地となる今現在本部事務所でございますので、この同センターの本部事務所は、国立競技場の近

隣に所在する同センター所有の現在西テニスコートの敷地でございますが、そこに移転することを検討しております。

○蓮舫君 建ててから五十五年たっている国立競技場を建て替えるのは理解をします。ただ、独法のビルは一九九三年に建てて、まだ築二十年なんですね。独法の事務所ビルの減価償却期間は五十年です。何でこれも一緒に建て替えるのか分からない。新しく建てる競技場の場所に事務所ビルが建っているから取り外さなければいけないというのは百歩譲って理解したとしても、なぜ青山の一等地に二十年たったものを壊してまた建てるのか。ならば、もっと地価の安いところにレンタルのスペースを借りるとか引越すとか、そういうことを考えて経費を削減するというのが知恵だと思っておりますが、いかがでしょうか。

○国務大臣（下村博文君） 今回、国際コンクールでこのデザインが選ばれたということでございまして、デザインそのものは縮小いたしますが、競技場そのものは、八万規模については、その後仮設等、検討課題はあるにしても、造る必要がございます。その規模で造るとなると、先ほど申し上げましたように、この日本スポーツ振興センターの事務所の場所までその新しい国立競技場が広がってしまうということでございまして、これは残念ながらそこを取り壊さざるを得ないということ

とでございます。

○蓮舫君 事務所ビルを取り壊さざるを得ないのは理解していると言っているんです。何で新しく新築のものを建てるんですかと聞いているんです。地価の安いところに借りるとか建てるのか、そういう計画は考えなかつたんですか。

○国務大臣（下村博文君） これは費用対コストの問題であるというふうに思います。将来にわたって有効活用するわけでございます。

そういう中で、元々この同センターが所有する土地がある、それが現在西テニスコートの敷地にあるということ、これの有効活用を考えるとということでございます。

○蓮舫君 東京オリンピックは当然歓迎をするし、成功するための協力は最大限させていただきたいと思うんですが、非常に心配、懸念しているのはいわゆる便乗で箱物がばんばん建てられてしまうんじゃないかと。今の例がまさにそうだと思うんですね。競技場を建て替えるんだつたらそこにある自社ビルも建て替えておこう、新築にしよう、安い方策というよりもとにかく予算の中に紛れてしまうようなことを懸念しているんです。

オリンピックが成功しても、その後に箱物と負債だけが残るといふ事態は是非避けてもらいたい。五十年前の東京オリンピックの時代と違って、これからの日本は人口減少になります。その部分も



是非考えてもらいたいんですが、是非、総理、この部分についての見解をお知らせください。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 今の件につきましては今の議論で伺ったわけでございますが、この建物については、今大臣から答弁をさせていただきましたように、国立競技場を建て替える場合、それは、その建物は壊さざるを得ない、それはそれとおりなんだろうなと、こう思うわけでございますが、そこでそこに建っていたビルに入っていた組織をどこに移転させるかということについては、これは費用対効果等を考えながら適切に判断してもらいたいと、このように思います。

○蓮舫君 今のビルの事例だけじゃなくて全体的に箱物行政にならないような、そういう指導を是非していただきたいと思えます。

今指摘した独法なんです、二十四年度の会計検査院の検査結果においてもやはりまた指摘をされている。全日本柔道連盟の選手指導者、三十一億円のスポーツ活動助成費を払ったけれども、実はそういうコーチはいなかった、監督はいなかった、しかも対象の選手が休んでいるのに指導者が出てきていることになるという虚偽の報告書も作っているのに、センターはそれを調査もしていませんでした。まさに二十三年度の会計検査院の指摘が反映されていない運用が続いています。

ちよつとこれ行政改革担当大臣にお伺いしたい

んですが、独法の私たちの法案では、こういうようなお金のたまり金とか無駄の使い方というのは所管省庁のガバナンス、チェックが厳しく届くような法案を作っているんですが、一月に凍結したままもう十一月です。どうされるんですか。

○国務大臣（稲田朋美君） 今委員御指摘の独法改革ですけれども、自民党政権下でも通則法の改正法案を出して廃案になりました。また、民主党政権下でも出されました。自民党と民主党的方向の違いは、民主党では独法そのものを廃止をして新しい法人をつくるという改革でしたけれども、自民党では、独法は存続をさせ、その本来の姿に立ち戻って改革をするということでございます。

この独法改革につきましては、本年六月の第三回の行政改革推進会議において制度の見直しを中心に中間的整理が行われ、総理から、年末に向けて個別法人の組織見直しなど更に検討を進めるよう御指示があったところでございます。

民主党政権におけるガバナンスの強化の問題、透明性の問題なども盛り込みまして、まず年末までに個別独法のヒアリングを終えた後に、独法改革について来年の通常国会において提出をする予定でございます。

○蓮舫君 スピード感がないのは残念なんですが、頑張ってください。

次に、二十三年度決算ですが、初めて復興予算

の指摘も行われました。前回行われた予算委員会で私、総理にお願いをした基金の問題、これを何とかしてくださいと。民主党政権で組んだ基金かもしれないけれども、その使い方が被災地のためになつていない、被災者のためになつていない、財源が増税なのに納税者の理解が得られないということを幾つか具体的に指摘をして、資料一枚目に付けさせていただきましたけれども、これは見直しをしていただきました。四百十二億が全国で使えるものだったのを被災地、被災者に限定をした、あるいは、使われていない、埋蔵金になつていたお金、千十七億円は国庫返納になつて新たに被災地で使える財源に回していただきました。こうした改善策を講じていただいたことに対して総理と復興庁には本当に心からお礼を申し上げます。

その部分で、二十三年度、二十四年度決算を見ていて、やはり私は基金という制度そのものももう一度見直した方がいいのではないかと思うんですね。複数年度使える予算執行というのは使い勝手がいいんですけれども、他方、国から支出をされればその時点で執行率は一〇〇%になります。その後、本当に使われているのか、需要があるのか、埋蔵金化しているのかどうなのか、実は今国はこれがチェックができません。この制度に関して財務大臣の見解を伺ってもよろしいでしょうか。



○国務大臣（麻生太郎君） 御指摘のありました基金につきましては、平成十八年の五月の閣議決定された補助金等の交付により造成した基金等に関する基準、通称基金基準におきまして、これは、基金法人は少なくとも五年に一回は基金の保有割合などについて定期的に見直しを行うということにされ、その後、さらに平成二十年の十二月に行革推進本部が決定をいたしました補助金等の交付により造成した基金の見直しにおきまして、基金の所管官庁、府庁は、平成二十三年度に事業の実績を踏まえて必要な見直しを行うとされたところでありまして、今回の会計検査報告で指摘もされているように、平成二十三年度で見直しを実施しているのは経済産業省のみであったということは承知しております。

このように、本来基金の所管府庁が行うべきであった見直しが十分になされていなかったことが今回の指摘につながったものだと思っておりますので、こういった意味で基金基準による見直しを徹底するということは、いわゆる使用見込みのない資金が基金を滞留するということになりまして、そういうことがないようなことにするのが重要であります。当然のこととして、財務省といたしましては、行革事務局などと連携をいたしながら、しっかりと対応していかねばならぬと考えております。

○蓮舫君 今御答弁いただいたように、経済産業省以外は実は基金のチェックをしていない、監督がかなり形骸化をしています。

会計検査院にお伺いしますが、国庫補助金等でつくられた基金も今年の十月に調査をして国会と内閣に報告をしていますけれども、その中に中央職業能力開発協会緊急人材育成支援事業、どういう指摘をされました。

○説明員（太田雅都君） お答え申し上げます。

報告書の事例についてでございますけれども、厚生労働省から交付金の交付を受けて中央職業能力開発協会に設置されました緊急人材育成・就職支援基金につきまして、一例目は、新規申請の受付を終了したのに基金の取扱いを検討しておらず、開発協会が使用する見込みのない額を保有し続けていたもの。二例目は、基金の終了後に残額が生じた場合には国直轄の事業である求職者支援制度の財源として活用することとされており、けれども、活用されることなく開発協会が保有し続ける状況となっていたもの。三例目は、基金の支給見込額が基金保有額を上回っている一方、他の事業に配分変更しておりまして、基金の管理が適切に行われていない状況となっているものでございます。

○蓮舫君 もうその補助金が新規申請の受付が終わって使い道がないのに協会がずっと保有をして

いた。一件目、保有していたのは二百五十五億、もう一件保有していたのは七百五十二億。これ、指摘がなければそのまま埋蔵金化です。使われないうでためられていく。だから、こういう部分はしっかり見ていかないといけない。

厚生労働大臣、この七百五十二億の指摘については、返還はもう求めましたか。

○国務大臣（田村憲久君） これ、今お話がありましたとおり、現在、求職者支援制度というものに変わっておりますけど、その前の基金訓練と言われたものであります。雇用保険等々に入っており、いろいろな方々で職業訓練を無料で受けられるものでありますとか、また生活給付金、こういうものが受けられる事業であったわけでありまして、もう終わっておりますので、本来ならば事業を終わらせておる中において七百五十二億円、今御指摘をいただきましたとおり、会計検査院が御報告をいただきました本年十月以降、見込額等々、これからそういうものも全て出しました残りの七百五十二億三千六百四十八万円でありますけど、これに関しましては十二月の初旬を目途に返納していただく要請をいたしました。返していただけのもと思っております。

○蓮舫君 本当に、一度国から手が離れてしまつたら、そこにどれだけのお金がたまっているのか、需要があるのか、本当に必要なのが見えなくな

るので、基金は私はやっぱり見直しをした方がいいと思うんですが、これ、会計検査院にお伺いをしますが、二十五年三月三十一日時点で基金が保有している総額は幾らでしょうか。

○説明員（太田雅都君） お答え申し上げます。

十府省所管の百八十八基金の平成二十五年三月三十一日時点の基金保有額は計二兆六千五百五十五億余円、このうち国庫補助金等相当額は二兆五千四百二十四億余円となっております。

○蓮舫君 資料二ページに付けさせていただきましたが、十府省所管の百八十八の基金で、今現在、この三月三十一日段階で二兆六千五百五十五億の基金額が保有されています。これは五年前に比べて倍以上になっています。平成二十年から二十四年間、これらの基金に国から渡された補助金は五兆五千十六億円です。改めて私は、この基金の存在は軽くなってきていないと思っています。

先ほど財務大臣から御答弁いただきましたが、平成十八年に初めて国でこの基金を見直しをしようという基準を作ったのは小泉内閣、安倍総理が官房長官の時代でした。その後、私たちの政権でも引き継がせていただいて、事務事業の横断的見直しで精査、たまっている金は国庫納付をさせて見ていかなければいけないとしたんですが、先ほど御答弁があったように、経済産業省以外がチェックをしていない、形骸化をしている。

私は、これは是非、行革というのは与党も野党もなく国民の税金を大切に使うていくためのものですから、見直しをしていただきたいと改めて思うんですが、稲田大臣、予算委員会、前回やったときに基金シートを公表するというのを、私たちが残した宿題を引き継いでいただきました。ありがとうございます。その基金シートは公表されましたが、質問をしたときに私は、公表するだけじゃなくて、執行率が低い、金がたまっている、需要がない、そういう基金に対して国に戻させるというふうなルールを作るのか、仕組みを検討してくれと御要請をしましたが、その後どうになりましたか。

○国務大臣（稲田朋美君） ありがとうございます。

基金シートについては、今回、私の下で新たに基金シートというのを作りました。また、今会計検査院が特別実施をした部分については、指摘を受けた大宗の基金について余剰資金を国庫返納することの処置が既にとられた、あるいはとられることが予定をされているところだと聞いております。また、当事務局におきましても、検査院の基金に関する検査報告を精査し、約二十の基金につきヒアリングを実施し、検査院の指摘を踏まえた適切な国庫返納等が進められていると確認されたところではあります。

今回、秋のレビューで経産省の二つの基金について検証が行われました。そして、基金基準の趣旨に沿った合理的な保有割合の算定方法、積算根拠に基づいた見直しが行われているか、また、多額の国費を託する基金設置法人による事業の適正性は十分に確保されているかという観点から議論が行われたところでございます。そして、その結果、参加した外部有識者からは、各府省の基金全体に対する横串の視点に立って、将来の収支見積りに含め保有割合の算出根拠をより詳しく明らかにし、基金の規模の適正性を点検するようにすべきではないか、また、基金を設置した府省は自ら定期的に検査を行う等により、管理上の効率化も含め基金設置先における基金の安定性と適切な管理、執行を確保するとともにその結果を明らかにするよう努めるべきではないかという横串を刺した観点からの指摘をいただいたところでございます。

基金についても、しっかりとPDCAサイクルが回るように指導していきたいと思っております。○蓮舫君 横串を刺す必要性というのは過去にも指摘をされていて、今指摘をされて手を着けるのでは私は遅いと思っていますので、すぐさま着手をしていただきたいと思います。これはお願いいたします。財務大臣にお伺いをしたいんですけども、実は今指摘した二・六兆を保有している基金という



のは国所管なんです、国から都道府県に補助金を交付をして、都道府県や基礎自治体がつっている基金というのは実はこれの対象外なんです。総額幾らあつて、幾ら使われていなくて、幾ら需要があつて、幾ら使われているかというのは実は国は関与することができない。

改めて御説明をいただきたいんですけども、交付団体の基金積立金残高の推移はどうなっているのでしょうか。

○国務大臣（麻生太郎君） 地方交付税の交付団体の積立金、平成二十年度から平成二十三年度の間におきましては、リーマン・ショックの影響で地方交付税が大きく落ち込んでいました中で年度の財源の不均衡というものを調整するため、財政調整基金が三・二兆円から四・五兆円、約一・三兆円増加するなど、全体として増加傾向にありました。

この間、地方交付税の交付額、特別会計出口のベースですけれども、平成二十年度の十五・四兆円から平成二十三年度に十七・四兆円に増加しており、国が借金して交付いたしました資金で地方が貯金する結果になっていないかという意味では精査の必要があると考えております。

○蓮舫君 資料の三ページに添付をさせていただきましたが、基金の積立金残高が本当に伸びています。財政力指数の最も低い九県の積立金も増え

ている。これは二十三年度までの表ですから、二十四年度、二十五年度、復興関連も入れるとこれは相当伸びていると思います。

先ほど若林委員からの指摘もありましたけれども、残念ながら今の日本の財政支出というのは当初予算よりも補助金が大きくなる傾向がある。補助金というのは、細かいいわゆる査定というよりも地方自治体にはやはりお配りをするという色があるので、結局積み増しが繰り返されるといえる傾向があるんですね。本当に需要があるのかどうか、余っているのか余っていないのか。地方公共団体でも使途が指定された基金だとほかに使いたいお金に回すことができず、逆に使い勝手も悪くなっています。

総理、この部分、基金に関して、今聞いていただいたと思いますけれども、改めて行革の視点では非着手をしていただきたいと思えます。いかがでしょうか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 基金については、複数年度にわたる国の支援を明確にし全体としての財源をあらかじめ確保していくことが施策の安定的、効果的な実施のために必要であるものと、あるいはまた、事業が複数年度にわたるが各年度の所要額をあらかじめ見込むのが難しい、弾力的な支出が必要となるもの等に限定してきているわけですが、実際は今委員が指摘されたよう

な様々な問題があるのは事実でありまして、そういう問題は基金に集中しているのは事実でありまして、しっかりと今委員の御指摘を踏まえてこの基金についての検討をしていきたいと、このように考えております。

○蓮舫君 ありがとうございます。引き続き私も追いかけていきたいと思っております。

次に、今、復興予算関連、この二十三年度決算からも取り扱っていますが、今日は東京電力の方にもお越しをいただきました。ありがとうございます。除染費用について伺います。

除染作業は、復興予算から国が一度支払って、そして東京電力さんに求償、いわゆる請求をしてお返しをさせていただく仕組みになっているんですが、環境大臣、これ二十三年度予算から二十三年度三次補正、二十四年度予算、二十五年度予算で、今総額、幾ら払っていますか。

○国務大臣（石原伸晃君） 計上額と東電側が払った額と両方お話しいたしましょうか。

○蓮舫君 総額だけで。

○国務大臣（石原伸晃君） 総額だけでよろしいですか。

二十四年十一月以降、これまで四度にわたり、計上額が四百四億円、このうち……

○蓮舫君 違います。その前のやつです。

○国務大臣（石原伸晃君） はい。

それでは、除染費にかかわる費用のうち平成二十三年度の予備費について、内閣府が計上し、その後、環境省が予算を要求したところの合わせての合計額を申させていただきますと思います。

二十五年度の当初予算までに、これらを合わせて合計一兆二千七百九十五億円が計上されております。また、平成二十四年度末までの支出額は、平成二十四年度までの予算額七千六百七十億円に対して合計四千四百七十一億円となっております。

○蓮舫君 既に、二十三年度予備費から計算すると一・五兆除染費用に対しても既に国は支出をしている。来年度の予算要求を見ると、二兆円近くの除染費用になります。相当、除染のその規模の大きさというのが計り知れるんですが、これから先、この額も実は支弁するのが増えていくと思われまます。

今、質問を先に答えようとしていた部分にお答えいただきたいんですが、環境省が、一つの事業が終わってから請求をするんですけれども、今までに幾ら請求して、東京電力さんから幾らお返しいただいていますか。

○国務大臣（石原伸晃君） 失礼いたしました。除染等に要した費用については、放射性物質汚染対策特措法の規定に基づき、執行が終わり、額が確定したことから東電に順次求償をしているところでございます。先ほどお話をさせていただきました

ましたとおり、平成二十四年十一月以降、これまで四度にわたり計四百四億円を求償し、このうち六十七億円について支払を受けているというのが現実の数字でございます。

○蓮舫君 五ページの資料に付けさせていただきました。国が請求しているのは四百四億、それに対して東京電力さんからお返しいただいたのは六十七億、一向に追い付いていないんですが、これは理由は何でしょうか。

○参考人（廣瀬直己君） お答え申し上げます。まず、御請求をいただいた除染費用の支払に時間を要しているということにつきましては、大変申し訳なく思っているところでございます。

賠償の実務から御説明申し上げますと、私ども環境省さんから請求を受け、その請求に種類が比較的多い多種多様な書類を付けていただいておりますが、それらを事業ごとに一つ一つ確認するという作業がございます。その過程で、当然のことながら、私どもの事故に由来する関連性等々について、もちろん問合せをさせていただくなり確認をさせていただくというようなことをやっていくわけでございますけれども、これについてかなりの時間を要してしまっているところでございます。

今後、できる限りスピードアップをしていかなければいけないというふうに考えておりますので、

環境省さん等の調整を今後継続させていただきながら努力してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○蓮舫君 ありがとうございます。

つまり、環境省から請求された事業が事故に由来をする除染作業かどうか調べるのに時間が掛かっているから求償に対してなかなか追いついてお返しができないという説明なんです。既に国庫としては一・五兆支出をしておりますので、それは東電は今の法律の立て付けでは返さなければいけない。

これ、全額払う意思はありますよね。

○参考人（廣瀬直己君） はい。実際の除染実務を我々はやるわけでございますけれども、先ほどの繰り返しになりますが、一つ一つの御請求に対しては一つ一つ確認をしていくという作業が必要でございます。

私ども、今回初めて会計検査院から会計検査を受けておりました、その中でも、重複して私どもの方からお支払いしてしまったという例がございます。それについては、指摘をいただくとともに、再発防止をするようにというふうに言われておりますので、私どももそうした観点からもしっかり確認はしていかなければいけないというふうに思っております。

いたずらに時間を掛ける必要はないと思えます



けれども、そうした両面、しっかりと確認をしつつ、スピードアップをしていくことが必要かと思っております。

○蓮舫君 除染費用は東日本大震災復興特別会計から一旦支払われます。この額の返済が滞ってしまうと、その特別会計で行おうとしている被災地の復旧復興事業の財源が残念ながら縮小します。これは返す努力を一日も早くしていただきたいんですが、平成二十五年度の第二・四半期決算結果、東電さんですが、いかがでしたでしょうか、簡単に。

○参考人（廣瀬直己君） これは、先生のお配りいただいた資料の六ページにございますように、これは当社単独の決算でございます。

いわゆる今年度の上期、四月から九月までの予算でございますが、中ほど下の方に経常損益というのがございます。千百二十億円の黒字でございます。一番下が純損益ということで、これは特別利益、特別損失を入れたものでございますけれども、五千九百三十一億円の黒字。この一番下が異常に大きいのは、下から四列目ぐらいに特別利益というのがございます。七千三百八十二億というのを計上しておりますが、これは前年同期比との差を右の方に比べていただいてもお分かりになりますように、これは原子力損害賠償費を交付国債という形で資金交付を今期受けましたので、

その時期の、計上のタイミングの関係でこうした大きな特別利益が生まれておりますけれども、実質的な実力値ということでいえば、そのちよつと上の経常損益千百二十億というのが今期、事故以来久しぶりに経常黒字を出したわけですが、これの原因は、その上の経常費用という幾つかの項目の中で特に一番上の人件費、これ、一番右の欄を見ていただきますと、前年同期比で九〇%と、一〇%削減しておりますが、前年の同期時点でも既に減らしておりましたので、事故前に比べるとかなりの人件費を削減しております。また、三つ目の修繕費、これも前年同期比で七六・八%と、二・三%近く削減しておりますが、こうしたコストカット、合理化ということが功を奏して今期黒字を久しぶりに達成することができたということでございます。

○蓮舫君 合理化の努力はもちろん認めますけれども、今社長自身が御答弁いただいたように、黒字化した主な理由は、去年の秋の電気料金の値上げ、その収入の改善がやはり相当大きい、あるいは原子力損害賠償支援機構から六千六百六十二億円のお金が交付をされているので、それが特別利益になって結果として黒字化しているんですけれども、この税金と電気料の値上げがなければ、残念ながらこれはマイナスです。

その上で、貸借対照表には先ほどお支払いする

と言われていた除染費用が全く引き当てられていません。企業会計原則では、除染費用、いわゆる偶発債務、それは引き当てるか負債として計上しなければいけないんですが、何でこれは引き当てていないんでしょうか。

○参考人（廣瀬直己君） お答え申し上げます。除染の事業そのものにつきましては、今まさに除染作業が行われているところでございますし、これからのどのぐらいの期間それが行われるのか、あるいはそれぞれ対象物、田畑であるとか学校の校庭であるとかといったようなことでそれぞれの対象によってやり方も違いますし、当然そのやり方についてもこれまでの経験を踏まえて改善されていくものというふうに考えておりますので、私ども、今時点で除染費用の全体を見通すのは非常に難しいということで計上をいたしております。この会計処理の仕方につきましては、私どもの監査法人に監査をしていただきまして、適正な会計処理を行っているというふうに監査をいただいているところでございます。

○蓮舫君 国からの求償額全体がまだ見積もれないとか合理的に算出できないということが注記で付されているんですけれども、既に国は税金から一・五兆を支払っているわけですから、それを汚染者負担の原則でいったら東電さんがお支払いする。負債というのは、やはりそれは真実を書かな

ければいけないというのは企業会計原則ですから、そこを私は軽視してはいけないんだと思っております。

ただ、恐らく、いろいろな問題があるのは多分与党も野党も国会もみんな分かっている。その部分で、自民党の復興提言の中では、今後、東京電力さんが行っている除染、賠償費用についても記入をして総理にお渡しをされていますけれども、総理、東京電力の今後の在り方なんですけれども、基本的にどんなにコストカットをしようと収入というのは電気料金になりますし、あるいは、賠償作業を支援している税金という形、国民に御理解をいただくために東京電力はこれからどうあるべきなのか。税なのか、電気料なのか、どういう形で福島の復興というのを支援をしていくのが望ましいのか、いつ決断されるのか、教えていただけますでしょうか。

○国務大臣（茂木敏充君） 蓮舫委員の方から御指摘いただいた除染の費用、予算として計上しているのは一・五兆円ぐらいになるかと思っております。先ほど石原大臣の方から答弁もありましたように、事業が終わってその上で求償するという事です。一・五兆事業が終わっていると、こういうことではございません。そして、御案内のとおり、今、環境省中心に国が行っております除染の事業、これにつきましては、民主党政権下

で決まりました除染特措法に基づきまして国が行う、そして東電の方に求償すると。

先日、与党の方から御提言をいただきました内容につきましては、復興を加速化すると、こういう観点から、既に環境省において計画をしております除染についてはしっかりと環境省にやってもらうと、しかし更なる措置が必要になってくると、国としてそういうことについては前面に出てしっかり取り組んでほしい。

被災者に寄り添った復興を進める、これが我々の考え方であります。与党側からの提言、真摯に受け止めて、今後の対応策、検討してまいりたいと考えております。

○蓮舫君 分かりました。引き続き、その検討の方向性はチェックをさせていただきたいと思えます。

その上で、東電のコスト削減、合理化なんですけれども、一点だけ指摘をさせていただきます。電気料金で行っている賠償対応業務、これは東電の子会社と関連会社に発注をしておりますが、平成二十三年、二十四年、二十五年、それぞれの契約額は幾らでしょうか。

○参考人（廣瀬直己君） お答え申し上げます。先生のお配りいただいた資料の七ページに二十三年度と二十四年度の一億円以上の賠償業務の委託というのがここにございますので、二十五年

の分について付け加えて申し上げさせていただきますと、二十五年度は、これはまだ途中でございませけれども、私どもの関係会社、子会社五社に四十七億円の委託を行っているところでございます。

○蓮舫君 賠償対応業務、これは東電の一〇〇％出資の子会社です。そこに二十三年度は四十一億、二十四年度が五十三億、二十五年度は四十七億。これ、震災が発災した年は随意契約、一者契約というの、これは私はやむを得ないと思っております。ただ、二十四年度、二十五年も引き続き継続して子会社に一者契約、随意契約しているのはなぜでしょうか。

○参考人（廣瀬直己君） お答え申し上げます。今先生御指摘のとおり、二年八か月前の三月十一日に事故が起こり、私ども、電力会社でございますので、損害賠償に対するそれほどのノウハウを持ってはなかつたわけですが、とにかく被災者の方々に、まずはとにかく早くお支払いをとということで、紛争審査会もまだ全然立ち上がる前でございますので、御記憶と思えますけれども、一世帯当たり百万円の仮払いというのを超特急で、超特急といっても我々の尺度かもしれないけれども、ゴールデンウィーク前の四月の末にまずとにかくお支払いを始めさせていただいたという経緯がございます。それ以降、夏に今度は個



人向けに、一世帯当たりでなくて個人に向けての仮払い、あるいは中小企業者の方々への仮払いというのが始まり、やがて九月、十月辺りから本賠償ということで、本当にかんりの突貫工事をやって、そういう仕組み、考え方でやってまいりました。

当時、損害賠償そのものでは、大変な地震や津波が起こって、当然損保会社さんも大変なお忙しい時期があつて、我々もなかなかそうしたところのノウハウを借りることができずに、とにかく無理を言いながら関係会社でスタートしたというのが事実でございます。

現在もなぜそれが続いているかという御質問だと思いますけれども、当然、賠償自身は継続しているものでございます。相手は同じ方々が中心でございます。それに加えて、新しい損害、新しい例えば風評被害が観光からどこかに広がるといったようなことで、今までのものからどんどんどんどん積み重ねてなってきたというのが実態でございます。なかなか途中でそれをほかの全く新しい方にとすることは難しいというのが一面ありましたが、できる限り競争発注を、入札をして、少しでも安いところという努力も併せてしてまいりたいというふうに思っております。

○蓮舫君 業務の内容から引き続き同じ会社に契約するのが望ましいという御答弁だったと思いま

すけれども、七ページ見れば分かるように、コールセンターとか不動産業務、自動車リースですから、これは私は競争性でしっかりと経費を削減する努力をされた方が絶対いいと思います。よろしくお願いいたします。

さて次に、残り時間も限られてまいりましたので、特定秘密保護法案について伺います。

総理、まずお伺いしたいんですけれども、恐らく国民の皆さんがほとんど思っているそもそもなぜ採決、なぜ成立を急ぐんでしょうか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） これは成立を急いでいるということではなくて、全ての政府提出の法案については、この臨時国会に提出したものにっしてはしっかりと議論をいただき、この国会で成立をお願いをしているところでございます。

○蓮舫君 成立を急いでいないということは、私たちは今対案で五法案を出させていただと思います。この法案は衆議院で、私たちの法案、一緒に審議をされていますけれども、自民、公明、みんな、維新の修正案が提案をされて、あしたにでも採決というそういう声も聞こえてきておりますけれども、あしたの採決を急がないで、民主党案も含めてもつと慎重審議をすべきだということを自民党さんに言ったんでしょうか。総理に。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） この審議について、あるいはまたいつ採決すべきかということに

ついては、これはまさに国会に、委員会にお願いをしているところでございますから、その現場において委員会の理事あるいは政党間協議において様々な議論が進められているというふうに承知をしておりますが、まさにそれは国会で御判断いただけるものと、このように思っております。

○蓮舫君 この間、国民のこの特定秘密保護法案に対する理解というのは深まって、これはもう是非法案を成立してもらいたいというのが国民の声だとお考えですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 国民の声を一概にこれは集約するのは難しいんだらうなと、まさにこの法案についてそのように承知をしているところでございまして、例えば共同通信の調査の結果においては賛成が反対を上回っておりますし、日本テレビの調査の結果もそうでしょうし、そしてまたFNNの結果も同じような結果が出ているんですが、他方、ほかのマスコミの調査では別の結果も出ているわけでございまして、同時に、あなたはこの法案についてよく知っていますか、この法案の出身を知っていますかという質問については、当初の調査よりはだんだんと国会の審議あるいはテレビ等、報道等によって知っているといるという答えが増えてきているのではないかと、こんなように感じております。

○蓮舫君 今総理が例示をされたのは賛成が多い

方ですけれども、今朝の日経の調査によると反対の方が多く、先月から比べて7%も増えて二人に一人が反対をしている。今総理が指摘をした幾つかの調査機関もそうなんです。法案について知っていますかといつても、五割以上が知っているところはないんですね。あるいは、この国会での成立を急ぐべきではないというのは今日の日経では六三%。

慎重審議というのが私は国民の広い声だと思っておりますが、それはいかがでしょうか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） これは、この法律だけではなくて、すべからず法案についてはしっかりと熟議をしていく、そして慎重に審議をしていく、それは当然の私たち、私ども国会議員としてはそれは義務なんだろうと、このように思うわけございまして、慎重に審議をした方がいいといえば、当然慎重に審議をした方がいいんだろうと思います。

その中において、かなりの時間を費やして審議をしているのも事実ではないかと、このように感じているところございまして。

○蓮舫君 森大臣、そもそもなぜ特定秘密保護法案なのか。今までの答弁を全部見させていただきましたが、全く分かりません。

今現在政府が持っている秘密というのは、特別防衛秘密、特別管理秘密、それと防衛秘密です。

これで私は今でも十分守られていると思う、認識なんです。何で特定秘密保護法案なんですか、簡単にお願いします。

○国務大臣（森まさこ君） 御指摘の三つの秘密のうち、特別管理秘密においては法律の規定がございませぬ。これは省庁間の申合せによつて各省ばらばらの基準で指定され、管理され、有効期間も定めがない、解除の定めもございませぬ。こういったものを統一してしっかりと法律の規定にしていく、諸外国と同じ基準の保全基準にしていく、そしてそれを防衛秘密も合わせていく、このことによつて諸外国との情報共有が可能になります。

今日の冒頭、我が党の熊谷委員からも御指摘もあつた、最近のこの領土をめぐる状況、そして国際テロ等に国民が巻き込まれるおそれも非常に高まっています。日本の国民の生命に関する情報も外国からいただくこともございませぬ。こういった情報共有を可能にする観点からも、この法律が必要だと思っております。

○蓮舫君 特別管理秘密は守られていないんですか。

○国務大臣（森まさこ君） 今御説明しましたとおり、特別管理秘密には法律の規定がございませぬ。この漏えいについての処罰は、一般の国家公務員法の守秘義務違反によるしかないわけです。また、適性調査についても、民間の方や公務所

等への問合せがございませぬので、不十分であると考えております。

○蓮舫君 不十分というのは、守られていないということですか。

○国務大臣（森まさこ君） その保全体制、守られている体制が不十分であると考えております。

○蓮舫君 保全体制が不十分で、過去、情報が漏えいされて海外の関係に支障が生じた事例はありますか。

○国務大臣（森まさこ君） これまで、公務員による情報漏えい事件が、刑事事件になったものが五件ございませぬ。刑事事件にならず懲戒になった事案もございませぬ。また、元公務員の事案も含めると八件ございませぬ。

○蓮舫君 この八件のうちで、それはボガチョンコフ事件以降の八件なんですけれども、海外から重大なクレームが来た事件はありますか。

○国務大臣（森まさこ君） 私は、漏えいが起きること自体ゆゆしき事態だと思っておりますが、お尋ねの海外からのクレームということであれば、例えばイージスシステムに係る情報漏えい事件などで海外からの御意見があつた場合がございます。○蓮舫君 今御指摘のイージスシステムの漏えい事件はMDA秘密保護法違反なんです。それは特定秘密保護法案には入っていません。私が言っている質問とは違います。



それ以外のことで、今回の特定秘密保護法案に入れようとして、過去漏えいで海外からクレームが来たものがありますか。

○国務大臣（森まさこ君） 通告がございませんでつづさに確認をしておりますが、海外にかかわる、海外からいただいた情報が我が国において漏えいをした場合にはそれはそれなりの御指摘があるかと思いますが、この法案を提出するのは、海外からクレームが来るからではないんです。我が国の国民の生命の安全、そして国家の存立を守るために必要だと政府が判断をして提出をしているものです。

○蓮舫君 海外との情報共有のために海外並みの特定秘密の保護法案を作るといのがこの目的だと言うから、だから私は先ほど来伺っているんですよ。

聞くたびごとに都合よく答弁を変えるのはやめていただきたいと思うんですが、今のそもそも論で伺っていると、防衛秘密は今守られています。MDA法の特別防衛秘密も守られています。ただ、法律になっていない特別管理秘密は守られているという前提で、守られていないということは今答えられませんでした。

だから、私たちは、今回はもつと違う感覚で、なるべく必要最小限の秘密の限定の法案にしようという考え方にしました。法令化されていない特

別管理秘密は法定化をします。あるいは、防衛秘密は勝手に捨てられないように公文書管理法に入れます。そして、第三者機関が、政府、大臣が決め、大臣が解除を決めて、大臣が延長を決めて、何でもかんでも時の行政が好き勝手に秘密として情報を封印させられるようにしないために第三者機関の設置というのを提案しています。これ、いかがでしょうか。

○国務大臣（森まさこ君） 防衛秘密が民主党政権時代に三万件廃棄をされていた問題が指摘されておりますが、これについて廃棄をされないように公文書管理法に入れたということです。しかし、政府案と違うところはこの防衛秘密のところが一番違うんです。防衛秘密のところは民主党では公文書管理法には入っておりますが、新法に入っておりません。そうしますと、指定についてもしっかりこれは指定から除外をされます。有効期間が決まりません。解除についてのルールも及びません。ですから、私たちは防衛秘密についても、特別管理秘密と同じように共通のルールに、共通の法律に入れていきます。なぜなら、国家機密の中核を成すのが防衛秘密だからです。防衛秘密だけ除外するというのは制度がワークしないというふうに考えております。

○蓮舫君 制度がワークしている防衛秘密は、私たちは現行のままです。そして、廃棄できないよ

うに法律を改正します。そして、特別管理秘密は法定化したときの対象は安全保障と国際テロに限定をします。政府案のように、その他規定でどこまでも秘密の範囲が広がるようにしないというのが私たちの法案の精神です。伺いましたのは、第三者機関を何で設置しないんですか。

○国務大臣（森まさこ君） 第三者機関については、法案の原案が私のところに参りましてから、有識者会議の御意見を聞いて基準を定め、有効期間又は指定期間、指定件数について定期的に報告をし、その御意見を聞いてまた運用を変えていくという、そういう仕組みにいたしました。さらに、みんなの党、維新の会からの修正協議によって建設的な御意見をいただき、第三者機関の設定が修正協議で協議をされているというふうに承知しております。

○蓮舫君 四党修正による確かに中身では、附則の九条で、検証機関について検討し、所要の措置を講ずるとあります。これは本則ではなくて附則です。附則ですけれども、今の答弁の言い方とすると、検討してつくるんですか。

○国務大臣（森まさこ君） 修正協議の内容については私の方から申し上げることは控えますけれども、修正協議が調った暁には、それをしっかりと受け止めて適切に対応してまいります。

○蓮舫君 修正協議が調った場合、その場合には、

検証機関を検討し所要の措置を講じる、これはいつまでにするかとされますか。

○国務大臣（森まさこ君） 今修正協議の途中です。私からその詳細について言及をすることはできませんけれども、私はこの第三者の目ですっかりチェックをして行政の恣意を排除していくことが必要であるということは当初から申し上げてまいりました。

政府案の中にも、インカメラ制度などしっかりとその仕組みを入れてきたつもりでございます。さらに、今回の修正協議で建設的な御意見をいただき、その修正協議が調った暁には、しっかりと迅速にその設立に向けて準備をしたいと思います。

○蓮舫君 全く分かりません。行政の恣意性を排除したいという思いは一緒なんですけれども、政府案にも修正案にも、それは担保されていないんです。政府案にはないんです。それは大臣が決めるかといいます。それは第三者機関は、有識者は何を指定とか、あるいは解除の仕方とか、中身そのものには携わらないから。修正案でも附則ですから、これは義務じゃないんです。政府の意思で、つくるかつからないかというのは法案が通った後に何とでもなるんですね。結果、つくられないとなると、行政の恣意性がまさに動いたままでは

ないかと疑念の目を持たれた特定秘密がこれからされていくおそれがあるんです。

だから私たちは、第三者機関を政府ではなく国会が決めるようにして、しっかりと担保をして監視をしていこう。今のままだと、国民も知れない、メディアも知れない、国会議員も秘密会以外では知ることができない。政府の都合の悪い情報が永遠に蓋をされてしまうんじゃないかというおそれが残ってしまうんです。それについてはいかがでしょうか。

○国務大臣（森まさこ君） 諸外国の制度を見ていただければ分かるように、独立した第三者機関については、国会で任命をするという仕組みを取っているところはどの国にもございません。なぜなら、国家機密というものは、防衛やその機微に機微な情報というのは行政機関がその専門的な目でしっかりと選定をしなければいけない。これが有識者会議の、又は第三者の目でチェックをするとしても、各国のチェックは行政が任命をする独立した機関というふうになっています。

今、三党の修正協議ではそのような第三者機関を想定して建設的な御議論がなされておりまして、修正協議が調いましたらしっかりとその内容を受け止めてまいりたいと思います。

○蓮舫君 国会は信用できなくて行政だけが信用できるという姿勢は、やっぱり私は理解ができません。

せん。

改めて、第三者機関を設けなければ、本当に私は国民の不安というのは払拭されないままに、政府が、行政が都合の悪いものを蓋をして、そして永遠に知らさないで、三十年は六十年に延ばされました。七つの例外が出て更にそれが延びる可能性が出ていますので、不安は払拭されません。ただ、衆議院、参議院共に、民意の結果、与党が過半数を握っていますから、この法律が通ってしまう可能性が非常に高いのを私は非常に残念に思っているんですが、一点だけ。

この法律が通ったときに特定秘密を知り得るのは、政務三役、あるいは評価を受けた国家公務員、あるいは契約をして評価を受けた事業者だけになるんですが、これ、その評価を受けて特定秘密をあくかかった国家公務員が、これは安全保障に関するものではない、政府に都合の悪い情報だけだ、これはおかしいと思って内部通告した場合、どうなりますか。

○国務大臣（森まさこ君） 特定秘密に指定をする内容は、違法な内容は指定をすることができませんので、もし仮に、蓮舫委員の御指摘のように、指定をされた場合には、それが無効になります。それを通報した国家公務員は保護されます。

○蓮舫君 それ、誰がどうやって担保するんですか。

○国務大臣（森まさこ君） 公益通報者保護法によつて、違法な情報を通告した国家公務員、公務員は保護されることになっております。

○蓮舫君 国家公務員が、この特定秘密はおかしいと、政府に都合の悪い情報で、情報統制で隠しているだけだといつて通報したとしても、その調査と判断するのは大臣なんです。大臣は特定秘密を指定した人です。それが守られるという指定は、この法案には書いていません。私たちは、法案の中で、その第三者機関に通報できるような制度も盛り込みました。

改めて、この法案は足りない部分、欠陥な部分、いろいろな部分はまだあると思つております。安倍内閣は、経済再生、これ私は大変評価をしているんですが、残念ながら、行革の姿が見えないとか、あるいは去年、野田前総理と約束した国会議員の定数削減はまだやっていない。あるいは、原発再稼働これからどうしていくのか。本当に決めなければいけない、やらなければいけないことは先送りをして、国民が望んでいない特定秘密法案だけを急ぐという姿勢は全く理解できないと思つていますが、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） それは全く見解の相違ですね。

我々と党になつて、決めるべきものはしっかりと決めてきておりますし、民主党政権時代にずつ

と先送りされてきたことをしっかりと判断をして

いる。そして今、まさに必要なことを、この特定秘密の問題についてもそうなんです。これはNSCをつくつていく中において、情報の交換をしていく上において極めて有益だということについて、これはどこだということは申し上げることができませんが、海外の情報の責任者から、これはしっかりと今後更に情報の共有あるいは交換を行うことができるという評価もいただいているわけでございますから、しっかりとこの法案について御議論をいただき、しかるべき成立をお願いをしたいと、このように思つておる次第でございます。

○委員長（金子原二郎君） 関連質疑を許します。小西洋之君。

○小西洋之君 民主党・新緑風会の小西洋之でございます。

私から、日本の安全保障政策、それをめぐるその会計検査、また日本放送協会をめぐる会計検査等の問題について伺わせていただきます。

まず、防衛予算でございますけれども、この平成二十三年度の決算報告におきましては、三件の不当事項を始めとして十数件の問題が報告されているところでございます。専守防衛の我が国の自衛隊が引き続き国民から信頼と期待をしっかりと担つてこの我が国の平和と国土を守つていく、そうしたことを小野寺大臣、しっかりと御指導をい

ただたく存じます。

他方、会計検査院の検査にはこうした経済性といった観点からの検査のほかに、そもそも役所が日本国憲法の下その法体制、我が国のその法規範をしっかりと守っているのか、そうした合規性の観点からの検査もでございます。

会計検査院法二十条三項でございますけれども、会計検査院の院長に御質問をいたします。仮に、仮にですけれども、我が国のどこかの役所が憲法に違反するような支出を行つていた場合、それはこの二十条三項の合規性の観点から検査院の検査の対象になるのでしょうか。

○会計検査院長（河戸光彦君） 仮に憲法に違反する行政の支出があつた場合は、合規性の観点からの検査対象となり得ると考えております。

○小西洋之君 ありがとうございます。ただいまの答弁は戦後の我が国の決算委員会の中で初めての答弁と伺つておりました。大変意義のある答弁をしていただいたものと存じます。

例えばの話です、あり得ないことだと思つても、けれども。我が国は平和憲法でございますので、防衛省は相手国の国土の壊滅的破壊、大陸間弾道ミサイルのような、そうしたものを購入することはできません。それは憲法違反でございます。そうした憲法違反の行政支出を行った場合は、憲法上の独立機関である会計検査院がしっかりとそれ